



Title	討論Ⅲ 地方自治体から中国への環境貢献を考える
Author(s)	北川, 秀樹
Citation	OUFCブックレット. 2016, 8, p. 58-61
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55480
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

地方自治体から中国への環境貢献を考える

北川 秀樹

1. はじめに

私は京都府庁に勤務し、1996年から2002年まで環境部局の企画、総括担当の中間管理職として勤務した経験がある。その後、龍谷大学に移り、現在は環境法政策を専門分野として、中国の環境ガバナンスについての研究を進めている。

2. 大阪市立環境科学研究所の取組と課題

大阪市立環境科学研究所は1906年に大阪市立衛生試験所としてスタートし110年にわたる長い歴史を有している。現在は様々な衛生、環境関連の試験検査をこなしており、とりわけ微生物、理化学、放射性物質など複雑化する食品検査において、食の安全を守るため高度な技術を駆使して業務を遂行している。一方で、予算削減や人員不足など、今後社会の要請にこたえられるためには大きな課題を抱えており、民間、大学など外部との連携が不可欠となっている。本フォーラムは、食・健康・環境の改善、解決を文理融合の視点から意見交換することを狙いとしており、中国の環境、地方自治体という側面からこの問題を考える。

3. 中国の事情

近年、中国では主として工場からの排水が原因で住民の癌が多発する「癌の村」の存在が注目されてきた。新聞やインターネットを通じてこのような報道が頻繁に行われており、中国全土で 459 もの村が存在しているといわれる¹⁾。

また、2013 年 5 月、広州における検査で基準を超えたカドミウム汚染米が発見されたことは記憶に新しい。同省食品安全委員会の抜き取り検査で、120 のカドミウム基準超過米が見つかり、そのうち 68 は湖南省の産地であった。湖南省には多くの鉱山があり、その排水が原因と考えられる。最近の新聞報道では、東北部・黒竜江省「五常大米」の偽装米が出回り、別の米に香料を加えたり、ロウでつや出ししたりすることが横行しているという。このような食の安全を脅かす事件はおそらく氷山の一角といっても過言でない。

昨年 4 月 17 日に、環境保護部と国土資源部が 2005 年から 8 年以上にわたり初めて実施した全国土壤汚染調査結果を公表した。これによれば耕地の基準超過は 19.4%と全国平均の 16.1%を上回り、汚染物質としては多い順に、カドミウム、ニッケル、銅、砒素、水銀、鉛、DDT、多環芳香族炭化水素(PAH)が検出されている。工場排水のほか、農薬、肥料の投入が大きな原因と考えられる。また、55 の污水灌漑区の内、39 で汚染が見つかり、1378 の観測点の内、26.4%で基準超過している。このように中国の耕地の土壤汚染は進んでおり、国民の食の安全への大きな脅威となっている。環境法専門家の話では、現在污染防治法の草案作成が行われているが、改善が困難なほど汚染が蔓延しているため今汚染されていない土地をどのように保護していくかという点に重点が置かれているという。また、草案には健康保護に関する規定が乏しく、全国人民代表大会環境資源保護委員会は農業部などの意見を聴取している。水や土の汚染は、飲食を通じて体内に取り込まれるため国民の懸念は高まっている。

4. 日本の研究者による中国調査

このような深刻な問題に対して、戦後の激甚な公害を経験し、克服した日本の立場からどのような協力が可能であろうか。とりわけ研究者レベルでの専門的なアドバイスを考えた時、近年現地調査については次のような大きな障害が立ちはだかっている。まず、現地において大気、水質、土壌などの環境要素の観測はできない。また、検査資料やデータを日本に持ち帰ることは難しい。このほか、外国人が中国の政府関係機関を訪問するに際し、3人以上の場合は中国側において上部機関に報告しなければならないなどの制約がある。昨年来の国家安全法の制定、外国 NGO に対する情報統制や管理強化も中国の環境の実態把握を一層困難にしている。このため、中国での資料収集等の現地フィールド調査は苦境に陥っており、自然科学研究者を中心に日本の中国研究離れという現象が見られる。

5. 地方からの協力

1) 地方公共団体設置試験研究機関

地方自治体からの協力を考えた時、近年の財政状況の悪化は従来の国主導のハードを主とした日本の対中環境協力（ODA 等）からの脱皮の必要性を示唆している。このことは国対国の外交課題から離れて地方からの国際協力の理論をどのように構築していくかということとも関わっている。京都を例に考えた場合、1990年代には京都府保健環境研究所では姉妹都市への古い機器の寄贈という協力にとどまったように、地方試験研究機関の限界を露呈している。結果的に、京都府・京都市の2つの機関の共同化整備という方向への模索となって表れている。

また、中国という独自の政治・経済・社会状況から生まれる協力への課題として、①過去の侵略行為、領土問題に対する両国政府の認識の差から生じる軋轢、②停滞する地方政府間の姉妹都市交流の現状（北九州市の大連市への協力は国が支援したものであり例外）、③日本側民間企業の協力に当たって障害となる知的財産権保護と人治社会、④あらゆるレベルにおける人的交

流の撤退とネットワークの喪失などが挙げられ、これらが対中環境協力においても大きく影を落としている。

2) 今後の協力

それではこれらの課題克服の必要性も踏まえ、地方からどのような協力が可能なのか考察する。まず、PM2.5に代表される環境問題は一衣帯水の日本をはじめ韓国、モンゴルなどの東アジア全域、引いては全世界に影響を及ぼすグローバルな課題であるとの認識の共有が必要である。この認識を出発点として北東アジアを俯瞰した環境研究、協力が必要と考える。次に、行政、民間、大学が連携した地方対地方の協力の模索である。1980年代以来の一方的な日本の貢献でなく、財政力が向上した中国と相互利益を前面に出した研究、技術協力とビジネスの連動が求められる。第三に、ハードの検査、試験設備は中国側においても各国の支援も得てかなり進みつつある。今後はソフト面に重点を置くことが望ましい。日本の公設試験研究機関への中国地方政府職員、研究者の受入れのみでなく、公害を克服した日本側の自治体、企業OB職員を派遣して経験、ノウハウの伝授を行うことが望まれる。その前提として中国地方政府の情報開示、行政施策の透明度向上と住民の意識向上のための環境教育・啓発が求められる。

注

¹ Lee Liu ‘Cancer Villages’ WWW, ENVIRONMENTALMAGAZINEORG, 2010.